東京都 療養型病院 研究会の

発行所 東京都療養型病院研究会 発行人 安藤高朗

〒193-0942 東京都八王子市 椚田町583-15 永生病院内 Tel. 0426-61-4108 Fax. 0426-61-1331

平成18年2月10日 医療の質と患者満足の追求 e-mail kikaku@eisei.or.jp

通常国会で法改正を強行

年度末で介護療養型は廃止

療養病棟は医療高い患者に特化。25万床を15万床に?

厚生労働省は療養病床再編の 具体案を固め、自民党に諮ると ともに関係団体に提示した。今 通常国会に上程する医療制度構 造改革法案に盛り込む。

方針は、①医療療養病床は医 療必要性の高い患者を受け入れ る病棟(「看護4対1・看護補助 4対1」)とする、②医療必要性 の低い患者主体の病棟は介護保 険に移行させる、③介護療養型 医療施設は老健、特定施設に転 換させ、平成23年度末に廃止 する、④移行・転換分は第4期 介護保険事業計画(平成21~23 年度)の参酌標準に反映させ、移 行・転換は平成23年度までに 終える、というもの。

厚労省は、移行・転換を促す ために18年度のダブル改定で、 ①医療必要性の低い患者が一 定以上入院する病棟(病院)に、 21年3月末までの経過措置と して、医師配置数最低2名かつ 「看護8対1・看護補助4対1」 という特例(介護保険移行準備 病棟)を、②介護療養型に、24 年3月末までの経過措置とし て、医師配置数最低2名かつ 「看護8対1・看護補助4対1」 (経過的介護療養型医療施設) という類型を、それぞれ設け る方針だ。

厚労省は、再編によって、療 養病床は24年度に現在の38 万床から15万床に削減可能とみ ている。

2月7日、自民党関係部会は 療養病床再編を盛り込んだ医療 制度改革関連法案を了承した。 (3面に療養病床再編方針の概 要を掲載)

病院団体の反対を無視。政府は強行姿勢

療養病床再編方針に病院団 体は強く反発。四病院団体協 議会と日本療養病床協会は1 月19日に反対声明を川崎厚労 大臣ほかに提出し、1月20日 の医療部会で反対意見を表明

した。日本療養病床協会は独 自に老健局に反対を表明した。

自民党関係部会でも反対意 見が続出したが、自民党幹部 は「改革大綱」にそって病床転 換を強行した。

介護療養型に「経過型類型 |を創設 医師 「96対 1 | (最低2名)、看護・看護補助 「3対 1 |

1月20日の社保審の医療部 会に厚労省医政局総務課は、 医療法施行規則改正事項とし て、療養病床の人員配置基準 に引き上げ、現行「6対1・6 対1 は平成23年度末で廃止。

併せて「経過的介護療養型医 療施設」を想定した、医師最 低2人「96対1」、看護・看護補 助「3対1(1/3以上は看護職 員)」という、平成23年度末ま での経過的な類型を設ける提 案を諮った。(3面に掲載)

療養病棟の点数は4区分。7月施行

「特殊疾患」を統合。重度病棟は18年から「4対1|

厚労省は2月3日の中医協総 会に、平成18年度改定の「主 要改定項目案」を提示した。

慢性期入院の項目には、療 養病棟入院基本料を患者状態

像にもとづく包括評価 (「看護 5対1・看護補助5対1」が要件) に組み換えた上、療養病床の 特殊疾患療養病棟入院料と特 殊疾患入院医療管理料を統合。

医療区分2・3の患者が一定 程度以上入院する病棟は「4対 1・4対1」を算定要件とするこ とが明記された。現行「5対1・ 5対1 は23年度末で廃止する。

患者分類は9区分あったが、 配点上は4区分に収斂され、 認知機能障害加算も1区分に 限定される。7月1日に施行 される。

自民党の了承が得られてい ない「介護保険移行準備病棟」 について、事務局は、「医療 区分1は点数を引き下げるた めに現行の人員は維持できな い恐れがあり、人員配置を引 き下げる必要もあるのではな いかと議論されているとこ ろ。」と触れるにとどめた。 (3面に掲載)

介護報酬改定を答申。リ八大幅縮減 重度療養管理加算は4年後に廃止

1月26日の介護給付費分科会 は18年度介護報酬改定を即日 答申した。(2面に要旨を掲載)

諮問に際して、老健局は、自 民党の了承が得られていない ことから「介護療養型医療施 設の経過的類型」には触れず に、現行項目の見直しに終始 した改定案を提示した。ただ し、添付資料に「療養病床の将 来像について(案)」をつけ、説 明は控えたものの、療養病床 再編の具体的方針を披露した。

介護療養型医療施設の報酬 改定としては、10月改定の積み 残しであった、多床室3タイ プの各20単位引き下げとユ ニット型個室・同準個室の各 95単位引き上げが決まった。

また、①経口維持加算の新 設、②在宅復帰支援機能加算 の新設、③身体拘束廃止未実 施減算の導入、④療養環境加 算の減算率拡大とⅡ(20年3月 末) Ⅲ(19年3月末)の各廃止、 ⑤重度療養管理加算の21年3 月末廃止が決定。

リハについても大幅に見直 され、①計画加算と日常動作 訓練指導加算を廃止しマネジ メント加算と短期集中リハ実 施加算を創設、②リハ体制強 化加算を新設、③理学・作業・ 言語聴覚各療法の(I)をそれ ぞれ廃止するという縮減・簡 素化が行なわれた。

高齢者の初期入院を評価すべき 本会幹事が「療養病床入院医療管理料」を提案

療養病床の再編方針に対し て、本会の佐藤健二幹事は、 医療療養病床の機能として在 宅復帰支援機能を発揮してい る病床は残すべきであるして 今改定で「療養病床入院医療 管理料」を新設するよう提案 している。(4面に掲載)

介護保険への移行対象とさ れる慢性期患者分類の医療区 分1相当であっても、高齢者の初 期入院(90日間)については医 療区分2とする措置を追加し、 在宅復帰を促す亜急性期入院 医療管理料に準じた「看護4 対1・看護補助4対1」の病棟 (病室)を確保するというもの。

佐藤幹事は、「在宅で急性 増悪した高齢者の様々な疾患 に初期医療として対応、介護 重度化を防止する役割を担う ことで、医療保険と介護保険 の効率化に寄与する」と、そ の導入を強く訴えている。

老健、特定施設への転換は担保されるのか?

療養病床の再編 第4期事業計画参酌標準が転換の命運を決める

2月1日に自民党に提示した 資料で厚労省は、再編によっ て、療養病床は38万床(医療 保険25万床、介護保険13万 床)から15万床に減ると試算 している。

内訳は、医療保険から介護保険に14万床が移る一方、介護保険に14万床が移る一方、介護保険からは4万床が医療保険に戻る。他方、介護保険の療養病床は平成24年度には23万床に増えるが、最終的に、老健に15万~17万床分が転換。残る6~8万床分が居住系サービスや在宅に移るというもの。

しかし、この数字はあまりにも疑問が残るところだ。第 2期介護保険事業計画策定時の参酌標準は、介護保険3施設が65歳以上人口の3.2%、グループホームと特定施設が 0.3%であった。

第3期事業計画(平成18~20 年度)作成に際して、厚労省は 「介護保険 3施設と介護専用 居住系サービス」の対要介護 者数(「1」を除く)比を、16年度 の41%から26年度には37%以 下に引き下げるよう求めた。

その中で、「介護専用の居住 系サービス」として「痴呆性高 齢者グループホームと特定施設 の一部(介護専用型有料老人 ホーム等) |を想定。

26年度の要介護者は16年度の210万人から290万人に増えるものの、これら「施設・居住系サービス」の利用者は87万人から108万人へと、増加見込数を21万人に抑えた。

療養病床の再編によって医療から介護に移る23万人は、

16年度から26年度への10年間に増加すると見込まれていた21万人を上回る。

介護予防給付や地域密着サービスの出現等を加味して介護施設利用を抑制的に展望してきた都道府県、市町村の目論見が崩壊しかねない。

しかも、介護療養型に次いで介護費用の単価が高い老健を一挙に1.5倍に増やすという話である。果たして、保険料の上昇に神経を尖らしている市町村が納得するのだろうか。

さらに、18年度改正で選択 的に特定施設化される養護老 人ホームが「介護専用居住系 サービス」に加わる。シェアを 分かつライバルが増えること になるわけだ。

第4期介護保険事業計画(平

成21~23年度)の最終年が病 床転換のゴールである。その ときに、市町村から都道府県 へと積み上げられていく入所 定員枠の見通しが、国の参酌 標準を下回る可能性が否定で きない。

施設の問題もある。1床あたり6.4m²の病院を老健の基準(8m²以上)や、21m²基準のケアハウス、介護専用型有料老人ホーム標準(個室13m²・2人室9m²以上)に合わせていくのは容易なことではない。

転換に際して経過措置が適用されるが、助成・補助が全施設に行きわたるわけでもなく、一定期間に建て替えるは難しい。政治的判断で、経過措置が廃止されてしまえば、そこで立ち往生となる。

朝令暮改を繰り返してきた 厚労省。どこまで見通しを立 てているのか、それとも泥縄 の再編案であるのか、不安は 尽きない。

「平成18年度介護報酬等の改定」(抜粋) 1月26日答申 介護給付費分科会

【介護療養型医療施設】

●ユニット型個室·準個室

いずれも要介護1~5をそれぞれ95単位/ 日引き上げる

*人員配置基準に欠ける場合は3%を減算

●多床室

介護4対1~6対1のいずれも要介護1~5をそれぞれ20単位/日引き下げる

●経口維持加算の創設

現行経口移行加算を見直し、

①経口移行加算(経管栄養の者が対象)

28単位/日

②経口維持加算

I. 著しい誤嚥 28単位/日 Ⅱ. 誤嚥 5単位/日

●在宅復帰支援機能加算の創設

10単位/日

- ●感染症への対応方策を基準上明確化する。
- ●身体拘束廃止未実施減算の新設

▲5単位/日

●リハマネジメント加算、短期集中リハ実施 加算の創設 現行の「リハ計画加算」「日常動作訓練指導加算」を見直し、個別リハ実施計画の策定等、 一連のリハビリテーションプロセス実施や、 多職種協働による短期・集中的なリハ等を評価する。

 リハマネジメント加算
 25単位/日

 短期集中リハ実施加算(入所3ケ月以内)

 60単位/日

●リハビリテーション体制強化加算の新設35単位/回

(算定要件)理学療法 I、作業療法又は言語 聴覚療法を算定している施設が、理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士を 1 名以上加配し た場合に算定できる。

●理学療法、作業療法、言語聴覚療法の見直し 維持期リハの特性に応じた体制等を評価す る観点から理学療法(I)、作業療法(I)、言 語聴覚療法(I)を廃止し、報酬区分を見直す。 (存続する各リハの現行単位数はそのまま変 わらず)

●療養環境減算

減算率を拡大するとともに、一定の療養環

境を満たさない施設については、現行の経過 措置を廃止する。

(見直し後)

療養病床療養環境減算 I ▲25単位療養病床療養環境減算 II

▲85単位(平成20年3月末で廃止) 療養病床療養環境減算Ⅲ

▲115単位(平成19年3月末で廃止)

●重度療養管理加算(120単位/日) 平成21年3月31日をもって廃止する。

●老人性認知症疾患療養病床の見直し

医療法改正による精神病床の看護配置の見 直しに係る経過措置が終了することに伴い、 看護配置の評価の見直しを行う。

【指定基準の見直し】

●介護保険3施設の人員、設備及び運営に関する基準

病床転換による介護老人保健施設に関する 経過措置について、平成18年3月31日まで に開設されるものであったのを、当分の間延 長すること。

「利用者は、たらいまわしの不安に脅えている」

介護療養型廃止で緊急アンケート。失望と怒りの声が

東京都療養型病院研究会は、介護療養型医療施設廃止について会員に緊急アンケートを実施した。回答を寄せた22病院のうち21病院が廃止に反対した。主な意見を紹介する。

- ●介護療養型は、終末期看護や要医療高齢者の介護など限定した利用者に対応させるべき。
- ●突然の廃止は納得できない。 既に報道で知った患者様やご 家族から不安の声が出ている。

- 利用者は、また、たらいまわ しの不安に脅えている。
- ●ほとんどの施設が厚労省の 指導に従って新規建設した。 たった6年で方針を変えられた らもう対応する余力がない。
- ●医療療養病棟は医療度の高いものを対象にするというが、 医療度の考え方にも現実の必要性とずれがあり、納得できない。
- ●10月改正後すぐに、このよ

うな方針をなぜ打ち出すのか、 理解に苦しむ。利用者にどう 説明すればよいのか。

- ●介護保険に治療と介護を同時に行える施設を必ず残すべきである。介護療養型は国際的にも水準の高いナーシングホームとして評価されるものだ。
- ●療養病床を医療保険だけに するとIVH患者が増え、老人医 療費を一層押し上げかねない。
- ●介護保険導入後6年で方針 転換することになんら説明が ない。誰も責任をとっていない。
- ●ビジョンがないので数年で破

綻するだろう。

- ●介護保険から医療保険への 転換は可能か。転換すべき施 設基準を持たない、介護保険 型認知症疾患療養病棟などは どうなるのか。
- ●自宅介護は現在の家庭環境 では受け入れられるものでは ない。更に増加する高齢者に、 どう対応していくのか。
- ●医療施設は病棟単位での施設基準届出であるが、今回変更になった場合は、医療施設の中に医療保険病棟と老健病棟等を混在できるのだろうか。

介護療養型廃止、今国会で法改正

医療から介護へ移行可能。施設基準に経過措置

療養病床再編をめぐる厚労省方針の骨子 *医療構造改革本部、医療部会、中医協資料等から整理。

[基本的な考え方]

平成24年度以降は、療養病床を「療養病床は長期療養が必要な医療必要度が高い患者の病床」とし、その位置づけを医療法体系と報酬体系上も明確化し、それに向けて再編成する。

(1) 医療法施行規則の療養病 床人員配置標準を改正する

①看護配置を「4対1・4対1」 に引き上げる。

②現行看護配置の「6対1・6対 1」は平成23年度末までの経過 措置とし、24年度に廃止する ③介護報酬上の経過措置に対 応して、介護療養型の現行配置 を引き下げた類型を、平成23年 度末までの措置として創設。

(2)介護保険・医療保険の療養病床の位置づけを明確にする

- ①平成24年度以降介護療養型医療施設は廃止する。
- ②介護療養型医療施設の廃止 とその関連事項について、介 護保険法と健康保険法等の改 正を今通常国会で行なう。
- ③医療法施行規則改正と併せ、

診療報酬上、24年度以降は医療必要度の高い患者が一定以上入院する医療療養病棟は「4対1・4対1」看護を原則とする。

(3)同時改定での対応

①今後は医療度の高い患者は 医療療養病床で対応、低い要 介護者は介護保険の施設・在 宅サービスに移行させる方向 を明確に打ち出す。

②介護報酬改定では、現行の療養病床のほかに、病床転換の経過措置として医師・看護等の配置が緩和された「経過的介護療養型医療施設」を創設する(報酬水準は緩和された職員数に見合ったものとする)。

③診療報酬改定では、医療度の高い患者は適切な評価を行ない、低い患者は評価を適正化する。その際、医療必要度の高低で恣意的な運用が行われることがないよう、指導・監査を重点的に実施する。

④医療必要度の高い者を一定 以上入院させる療養病棟は 「4対1・4対1」が原則である 旨を明確化する(現行の「5対 1・5対1」看護の評価は存続させるが、平成23年度末に廃止する)。

⑤平成20年度末までの経過 措置として、「経過的介護療養 型医療施設」と同等の人員体 制の「介護保険移行準備病棟」 を創設する。

(4)病床転換・削減に向けた展望 ①平成18年度以降23年度まで に、医療度の高い患者が多い 病床は医療療養病床に存続 (または介護保険から移行)し、 (現在の医療療養病棟を含め) 医療度の低い患者が多いある いは「4対1・4対1」看護に たない病床は、必要に応じて 「経過的介護療養型施設」を経 由しつつ、介護保険法上の特 定施設、老健等へ移行すると 考えられる。

②介護保険の特定施設等では、 (参酌標準にもとづいた)市町 村介護保険事業計画と都道府 県介護保険事業支援計画との 整合性を図りつつ、療養病床 から転換する施設の受け入れ を進める(23年度までに受け 入れが可能となるよう所要の 措置を講じる)。

③療養病床転換後新たな増床 ・病院の開設につながること がないよう、医療計画で参酌 標準による必要定員数と整合 性をもって基準病床数を定め るとともに、医療計画策定後 もその運用の適正化を進め

④療養病床の再編に併せて、 在宅医療等の推進に向けて関 係局が連携して取り組む

⑤とくに、ケアハウス、有料 老人ホーム等の生活施設に居 住する場合の医療サービスの 円滑な提供方策を検討し、実 施基準を策定する。

(療養病床の転換支援方策)

①転換整備助成金(医療保険) や介護療養型医療施設から特 定施設等へ転換するものに対 する地域介護・福祉空間整備 等交付金も、併せて検討する。 ②転換する施設に適用される 施設設備基準に、期間を定め て経過措置を設けることを検 討する。

慢性期患者分類の配点は4段階。フ月施行

「平成18年度診療報酬改定における主要改定項目について (案)」より 2月3日 中医協総会

IV-1 慢性期入院医療に係る 評価について

- ●療養病棟入院基本料に医療 区分及びADL区分並びに認 知機能障害加算に基づく患者 分類を用いた評価を導入し、 医療の必要性の高い患者に係 る医療は評価を引き上げ、医 療の必要性の低い患者に係る 医療は評価を引き下げる。
- ●療養病棟入院基本料の見直 し(改正案)

ADL区分3
ADL区分2
ADL区分2
ADL区分2
E原区分1
E原区分2
E原区分2
E原区分2
E原区分2
E原区分2
E原区分2
E原区分3

●療養病棟入院基本料は「看護実質配置25:1(5:1)・看護補助実質配置25:1(5:1)」を算定要件とするが、医療区分2・3に相当する患者を○割受

け入れている病棟は「看護 20:1(4:1)・看護補助20:1 (4:1)」を満たしていなけれ ば医療区分2·3に相当する点 数は算定できない。

- ●急性増悪等により一般病棟への転棟・転院を行なった場合は、転棟・転院前3日に限り出来高で評価する。この場合に、入院基本料は医療区分1に相当する点数を算定する。
- ●療養病棟療養環境加算等は 介護保険における見直しを踏 まえた見直しを行なう。
- ●180日超特定療養費化の対 象から療養病棟入院基本料を 除外する。
- ●施行時期は7月1日とする。 4月から6月までは現行体系 下で18年度改定率を踏まえ た評価を引き下げを行なう。

●療養病床は特殊疾患療養病 棟入院料と特殊疾患入院医療 管理料を廃止し、上記療養病 棟入院基本料を算定する。そ の際、一定以上の病棟床面積 を有する場合は療養環境加算 を新設する。一般病床及び精神病床については、2年間定の経過期間を設けた上で当該評価を廃止する。見直しに当たっては、難病患者と障害者の医療必要性に配慮する。

「経過的類型」は看護・補助3対1、1/3上は看護職

「療養病床再編成に伴う医療法施行規則の見直し(案)」より 1月20日 医療部会

(2)人員配置標準を緩和した 経過措置類型の創設

- ・平成18年度の介護報酬改定において、老健施設や特定施設への転換に向けた経過措置として医師、看護職員の配置を緩和し類型創設が検討されている。
- ・これを受け、医療法施行規 則(附則)に、23年度末までの 経過措置として、医師、看護職 員等の配置を引き下げた類型 (介護保険経過措置)を創設す

・具体的には、①医師配置を現行の最低3人から2人に緩和、患者に対して48:1から96:1へと緩和。②看護職員配置を、現行「看護6:1、看護補助6:1」から緩和、看護・看護補助合わせて3:1、うち1/3上は看護職員とする。

(3) 実施時期

療養病床の再編成の一環として行う介護保険法改正の成立・公布、介護報酬・診療報酬の見直し実施時期に合わせて実施。

提言●「療養病床入院医療管理料」

高齢者の初期入院は医療区分2とすべき!

2:1 看護・介護 (病棟単位)で在宅への早期移行機能確立の必要

東京都療養型病院研究会幹事(城山病院事務局長)佐藤健二



医療保険療養病床については、医療区分とADL区分などによる新たな診療報酬体系が検討されていますが、現在示されている医療区分には該当しない、全般的な在宅復帰支援機能を発揮している療養病床があります。

それは、亜急性期入院医療管理料に準じた役割を、特に、 高齢者に対して在宅復帰支援 などを実現している医療保険 療養病床です。

そこで、今回の医療区分に、

高齢者の初期入院はおおむね 入院後90日間は医療区分2と する措置を追加し、医療保険 療養病床にも一定期間定額制 で、高齢者のさまざまな疾患 への初期医療や在宅復帰支援 を積極的におこなえるにして 医療保険財源の効率化を図る ことが重要であると考えます。

したがって、亜急性期入院 医療管理料の病床機能のうち、 医療保険療養病床でも対応で きる程度の、高齢者等などへ の同様の役割が発揮できるよ う、医療保険療養病床の医療 区分2に「入院後90日までの 全般的な医療」を追加するよ う、提案かつ要望いたします。

また、こうした機能に特化した医療保険療養病棟を診療報酬上に明確に位置づけるため、医療保険療養病棟に看護職員4:1、看護補助4:1の病棟単位の人員配置基準を新設していわゆる2:1の看護・介護体制を創設し、看護介護の充実を図るとともに、在宅復帰支援機能や、早期の介護保険施

設などへの移行機能を付加す るべきであると考えます。

こうして、加齢にともない 入退院を繰り返す傾向の強い 高齢者などについては、一般 病床だけでなく、医療保険療 養病床も地域の在宅医療を補 完する機能としての短期及び 中期入院機能をになうことが 適切であると考えます。

以下に、こうした考えを診療 報酬評価に置き換えた、「療養 病床入院医療管理料」の新設 を提案するものである。

看護4:1、看護補助4:1以上の新設(病棟単位)

入院90日を限度に亜急性期病床に準じた療養病床を評価

提案 (仮称)療養病床入院医療管理料について 東京都療養型病院研究会幹事 佐藤健二

●療養病床入院医療管理料 1日 1550点

◎『期待される機能』

急性期医療後、亜急性期医療までは必要ではないが、慢性疾患に対する継続医療やリハビリテーションが必要な患者に、効率的かつ一定密度の医療・看護を提供、慢性疾患患者の早期在宅復帰機能、介護保険利用への移行機能を担う。

◎「対象患者」

急性期から慢性期へ移行した状態や、慢性疾患の増悪等で一時的に入院の必要度が高まる状態であるが、亜急性期医療ほどの密度の高い医療でなくても対応できる患者。

急性期病棟からの移行患者 や、在宅や介護施設等からの 入院患者を想定。

[算定病棟]

療養病棟において病棟単位 での届出を想定。看護4:1、 看護補助4:1以上の看護配置 の新設。看護師比率40%以上。

◎『基本的に包括点数』

診療費用は、リハ、手術、 麻酔、放射線治療、精神科専 門療法、1,000点以上の処置、 在宅医療、指導管理等、臨床研 修病院入院診療加算、地域加 算等を除き療養病棟入院医療 管理料に含まれるものとする。

『算定要件・施設基準』の概要

基本的に亜急性期入院医療 管理料の療養病床版である。 1. 当該病室に入院した日から 起算して90日を限度に算定。 2. 基本的に1日あたりの包括 点数(前記のとおり)

- 3. 届出は病棟単位、100床未満の病院は病室単位でも可。 4. 当該病棟における看護職員の数は、当該病棟の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上であること。
- 5. 当該病棟において、看護職 員の最少必要数の4割以上が 看護師であること。
- 6. 当該病棟において、専任の 在宅復帰支援担当者が1名以 上配置されていること。

なお、在宅復帰支援担当者 が介護支援専門員である場合 は、当該病棟を含め当該病院 の介護保険病棟との合計患者 数が100:1以上であれば、 介護保険病棟との兼務はさし つかえないものとする。

- 7. 医療法の療養病床であること。
 8. 理学療法(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかに係る届出を行った保険医療機関であること。
- 9. 死亡退院を除く退院患者の うち概ね7割以上が、居宅、 介護老人保健施設、介護老人 福祉施設、介護療養型医療施

12. 医療上特に必要がある場

合に限り、療養病床入院医療 管理料を算定する病棟から他 の病棟への患者の移動は認め られるが、その医療上の必要 性を診療報酬明細書の摘要欄 に詳細に記載すること。

13. 療養病床入院医療管理料を算定する日に使用するとされた投薬に係る薬剤料は亜急性期入院医療管理料に含まれ、別に算定できない。(他の一般病床からの転入室等で、すでに処方されている薬剤料等) 14. 90日を越え引き続き当該病棟に入院する場合は91日目か

全国研究会東京大会に約2,300名

「"0(Zero)"原点からの出発 一慢性期力を活かした療養病 床の未来」をテーマに、日本療 養病床協会全国研究会東京大 会(安藤高朗大会長)が平成 17年11月17日、18日の両日ホテ ルニューオータニで開催され、 約2,300名が参加した。

記念講演では、ジャーナリストの田原総一朗氏が、患者と医師のコミュニケーションについて体験を交えた提起を行ない、特別講演では厚生労働省磯部老健局長が医療構造改革を踏まえて、療養病床の課題を説いた。

メインシンポジウムでは、 国立保健医療科学院の小山秀 夫先生と安藤大会長の進行の もと、本会初代会長天本宏先 生(新天本病院 理事長)、大塚



ら当該点数の70%を算定する。

宣夫先生(青梅慶友病院 理事長)という顔合わせで、これからの療養病床のあり方に関するトークバトルが展開され、大会は大いに盛り上がった。

350題の演題発表はどれも 熱心なコメディカルで埋まり、 特別プログラムでは「慢性期 における医療の質」や「栄養ケ アメネジメント」などが多く の来場者を集めた。

